



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

グループ企業間で相対取引により上場株式を売買した場合の譲渡損益

～低額譲渡として寄附金認定～

土地・建物・債権・株式などを低額譲渡したとして更正処分を受ける事例は数多くあります。今回は、その中では比較的少ない上場株式に関して、終値の約10%低額で譲渡及び譲受した事例をご紹介します。(平成27年1月19日東京地裁・棄却・TAINSコード：Z888-2008)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

原告が、証券取引所の終値よりも低額で各上場株式を、企業グループ内で譲渡し、その譲渡価額と譲渡原価との差額を損金の額に算入し、また、別件各株式を終値よりも低額で譲り受けていたところ、所轄税務署長から、本件各譲渡株式は具体的な根拠なく時価よりも低額で譲渡したものであるから、譲渡価額と時価との差額は、寄附金の額に該当し、損金算入限度額を超える部分は損金の額に算入されず、また、本件各取得株式は具体的な根拠なく時価より低額で譲り受けたものであるから、その譲受価額と時価との差額は受贈益として益金の額に算入されるなどとして更正処分等を受けた事案です。

<裁判所の判断>

裁判所は、次のとおり、譲渡価額と時価との差額を寄附金と認定し、原告の請求を棄却しました。

- 1 資産の無償譲渡ないし低額譲渡に係る法人税法の定めについてみると、同法22条は、内国法人の各事業年度の所得の金額上、資産の無償譲渡も収益の発生原因となるものとしている。その趣旨は、法人が資産を他に譲渡する場合には、その譲渡が代金の受入れその他資産の増加を来すべき反対給付を伴わないものであっても、譲渡時における資産の適正な価額に相当する収益があると認識すべきものであることを明らかにしたものと解される。
- 2 譲渡時における適正な価額より低い対価をもってする資産の低額譲渡の場合にも、当該資産には譲渡時における適正な価額に相当する経済的価値が認められるところ、たまたま現実に収受した対価がそのうちの一部のみであるからといって適正な価額との差額部分の収益が認識され得ないものとするれば、無償譲渡の場合との間の公平を欠くことになるから、その趣旨からして、この場合に益金の額に算入すべき収益の額には、当該資産の譲渡の対価の額のほか、これと同資産の譲渡時における適正な価額との差額も含まれるものと解される。

他方、資産の低額譲渡の場合に上記の差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額は損金計上の対象たる寄附金の額に含まれるのであるが、寄附金の額について政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、損金の額に算入されない。これは、法人が支出した寄附金の全額を無条件で損金に算入するとすれば、法人税の減収を招き、国の財政収入の確保を阻害するばかりでなく、寄附金の出捐による法人の負担が、法人税の減収を通じて国に転嫁され、課税の公平上適当ではない一方で、法人が支出する寄附金には、それが法人の収益を生み出すのに必要な費用としての側面を有するものであり、これを客観的に判定することが困難であることから、統一的な損金算入制度を設けたものと解される。

- 3 法人税法61条の2の定める「譲渡に係る対価の額」とは、譲渡時における適正な価額、すなわち、時価をいうものと解するのが相当であり、株式が証券取引所に上場されている場合には、その株式の時価は、特段の事情がない限り、終値によるのが相当である。

「有利な金額」の判定について、施行令119条1項4号及び基本通達2-3-7の定めがあるからといって、本件のような相対取引の場合にも同様に差額がおおむね10%相当額以上の場合に限り低額譲渡と判断すべきことにはならないものというべきであり、この点に関する原告の主張を採用することはできない。  
(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判例について詳細(全文・A4判20頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。